

市第 123 号議案

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会設置団体の増加
及び同協議会規約の一部変更についての協議

次のように関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会を設ける普通
地方公共団体の数を増加し、及び同協議会規約の一部を変更するこ
とについて関係道県及び市と協議する。

平成22年 2 月 16 日提出

横浜市長 林 文 子

- 1 協議会に新たに加わる普通地方公共団体
相模原市

- 2 協議会規約の変更

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約（昭和30年 3 月 1
日議決）の一部を次のように変更する。

第 3 条第 2 号中「横浜市」の次に「、相模原市」を加える。

附 則

この規約は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会への相模原市の加入及び
これに伴い同協議会規約の一部を変更することについて関係道県及
び市と協議したいので、地方自治法第 252 条の 6 の規定により提案
する。

参 考

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約（抜粋）

（上段 変更案
下段 現 行）

（協議会を設ける地方公共団体）

第 3 条 協議会は、次に掲げる道、県及び市（以下「関係地方公共団体」という。）がこれを設ける。

（第 1 号省略）

(2) 札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、~~相模原市~~、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市

地方自治法（抜粋）

（協議会の設置）

第 252 条の 2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第 1 項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

(第 4 項から第 6 項まで省略)

(協議会の組織の変更及び廃止)

第 252 条の 6 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第 252 条の 2 第 1 項から第 3 項までの例によりこれを行わなければならない。